

認可外保育施設向け幼児教育・保育の無償化説明会次第

日時：8月27日（火）18時30分～

会場；第4庁舎2階ホール

- (1) 幼児教育・保育の無償化の概要について
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定について
- (3) 施設等利用費の請求について
- (4) その他

配布資料

資料1 幼児教育・保育の無償化について

資料2 特定子ども・子育て支援施設等の確認について

資料3 施設等利用費の請求の流れ

資料4 保育料の引上げと無償化に関する留意事項

参考 幼児教育・保育の無償化F A Q

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

- ※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。
- ※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

② 支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方
裁量型

幼稚園
3~5歳

保育所
0~5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号~8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における
低所得者世帯等の子ども
の食材費(副食費)に対する
助成(第59条第3号ロ))
・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

仕事・子育て両立支
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育
事業
⇒事業所内保育を主
軸とした企業主導型
の多様な就労形態
に対応した保育
サービスの拡大を
支援(整備費、運営
費の助成)

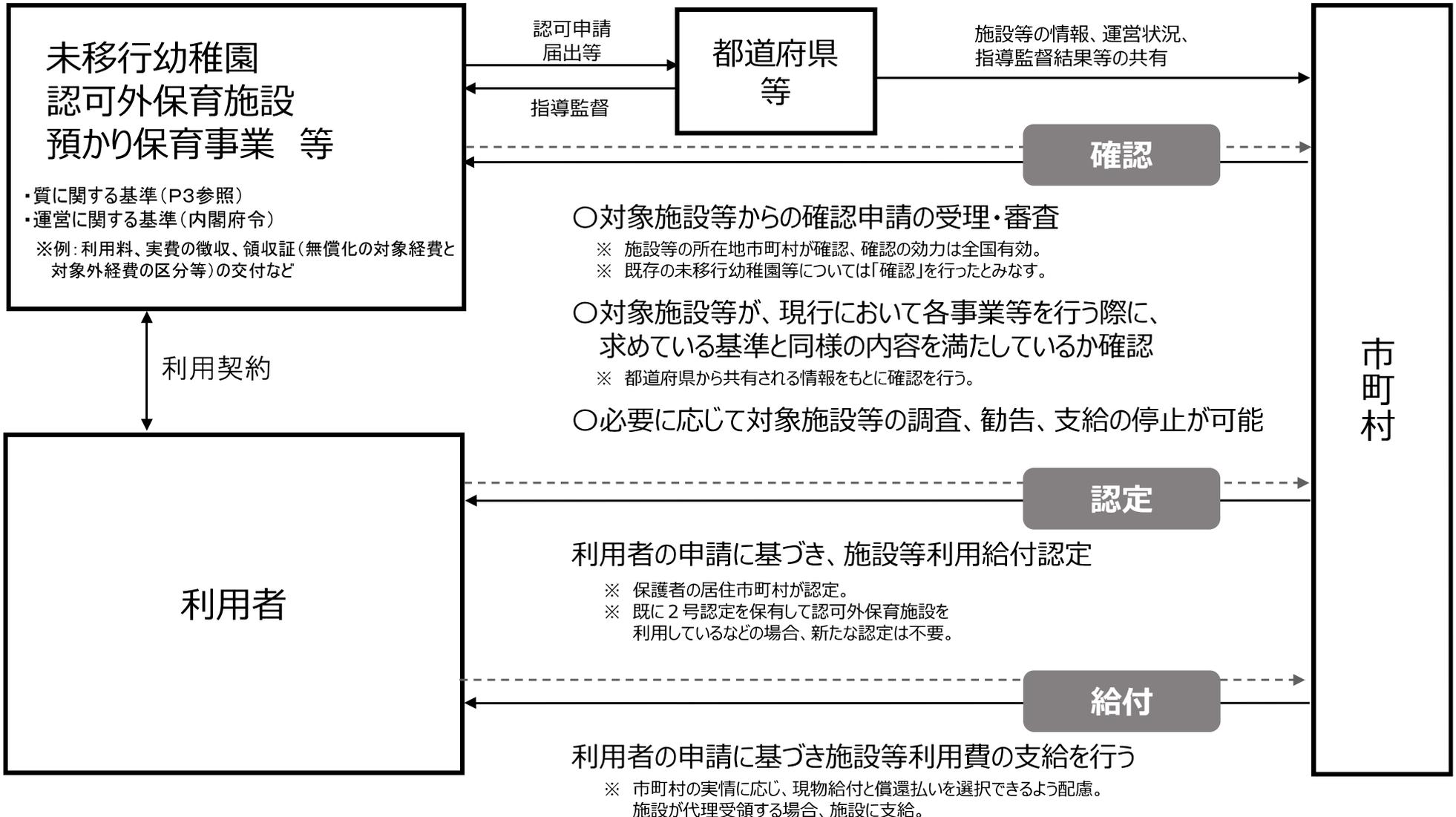
・企業主導型ベビー
シッター利用者支
援事業
⇒繁忙期の残業や
夜勤等の多様な働
き方をしている労働
者が、低廉な価格
でベビーシッター派
遣サービスを利用
できるよう支援

市町村主体

国主体

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

1. 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

- ①（１）認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- （２）認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

2. 対象施設等に求める基準について(続き)

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。

○ 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
 - ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
 - ・ 秘密保持
 - ・ 諸記録の整備
- 等

3. 「確認」に関する事務について

○ こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

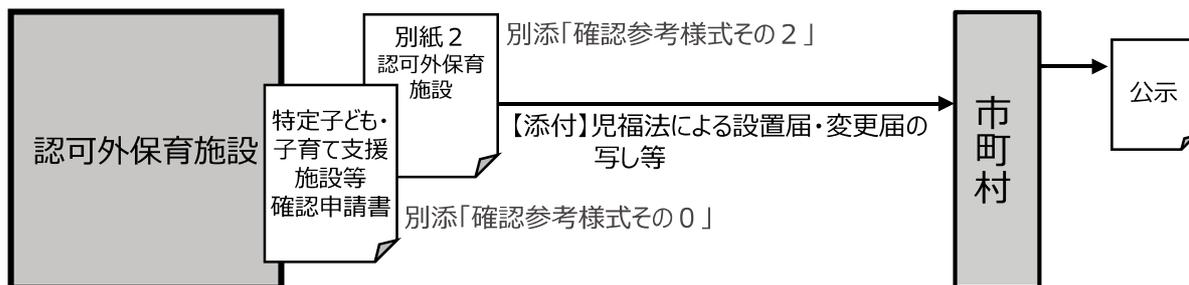
- ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
- ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

○ できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。

- ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
- ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

確認 国の示した事務フロー

③認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

[別紙2において確認する事項]

- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

[別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分(支給要件)	保育必要量(内容)	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

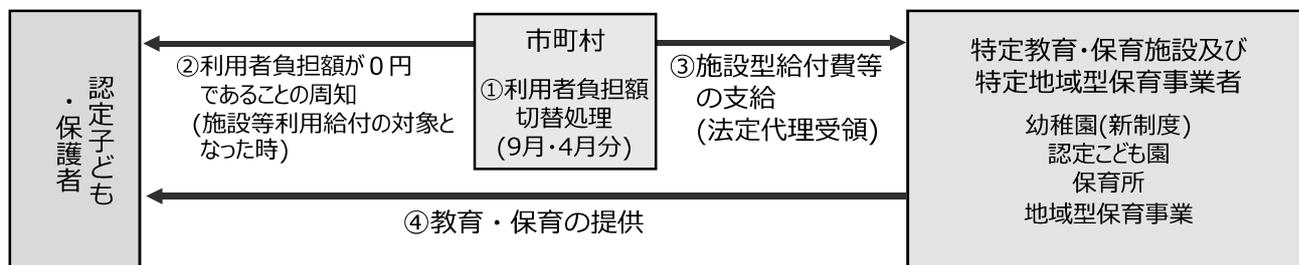
○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分(支給要件)	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの(新1号認定子ども) (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、 <u>第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (新2号認定子ども) (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、 <u>第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u> (新3号認定子ども) (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

3. 施設等利用費の支払い

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の場合（現物給付）



① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付、特例地域型保育給付の対象施設及び事業者）においては、子ども・子育て支援法施行令で定める利用者負担額(保育料・利用料)を0円とすることで、幼児教育・保育の無償化を実施することになる。

② 利用者負担額切替処理について

○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用に係る利用者負担額については、4～8月分は世帯の前年度市町村民税所得割課税額、9～3月分は現年度市町村民税所得割課税額により決定しており、自治体では利用者負担額を9月分から、または4月分からそれぞれ切り替える処理を実施している。

○ 幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、自治体のこれら処理においては、新たに次の処理が必要になる。

◆ 9月切替処理（※初年度は10月分から対象者全員の利用料を無償化する処理が必要）

- ア. 現年度市町村民税所得割課税額により、新たに市町村民税世帯非課税者となった教育・保育給付3号認定子ども(年度途中で満3歳になり、引き続き3号給付を受ける子どもを含む。以下同じ。)に対して、利用者負担額を0円とする処理を行う
- イ. 現年度市町村民税所得割課税額により、現年度に市町村民税世帯非課税者でなくなった教育・保育給付3号認定子どもに対して、新たな利用料を設定する処理を行う
- ウ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する

◆ 4月切替処理

- ア. 4月から教育・保育給付1号・2号認定子どもとなる者を対象に利用料を0円とする処理を行う
- イ. 上記処理により、利用者負担額が変更される認定保護者に、その旨を周知する

(2)償還払い（施設がとりまとめる場合を含む）

○施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としている。

○施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであり、認定子どもごとに利用した施設・事業を特定し、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要がある。このため、子どものための教育・保育給付において施設・事業者が給付費の請求を行っているのと同様に、認定保護者（施設がとりまとめる場合にあつては当該施設）が市町村に対して請求を行うことで円滑な給付が可能になる。なお、償還払いの請求は下のパターンが考えられる。

○償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものであるが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましい。

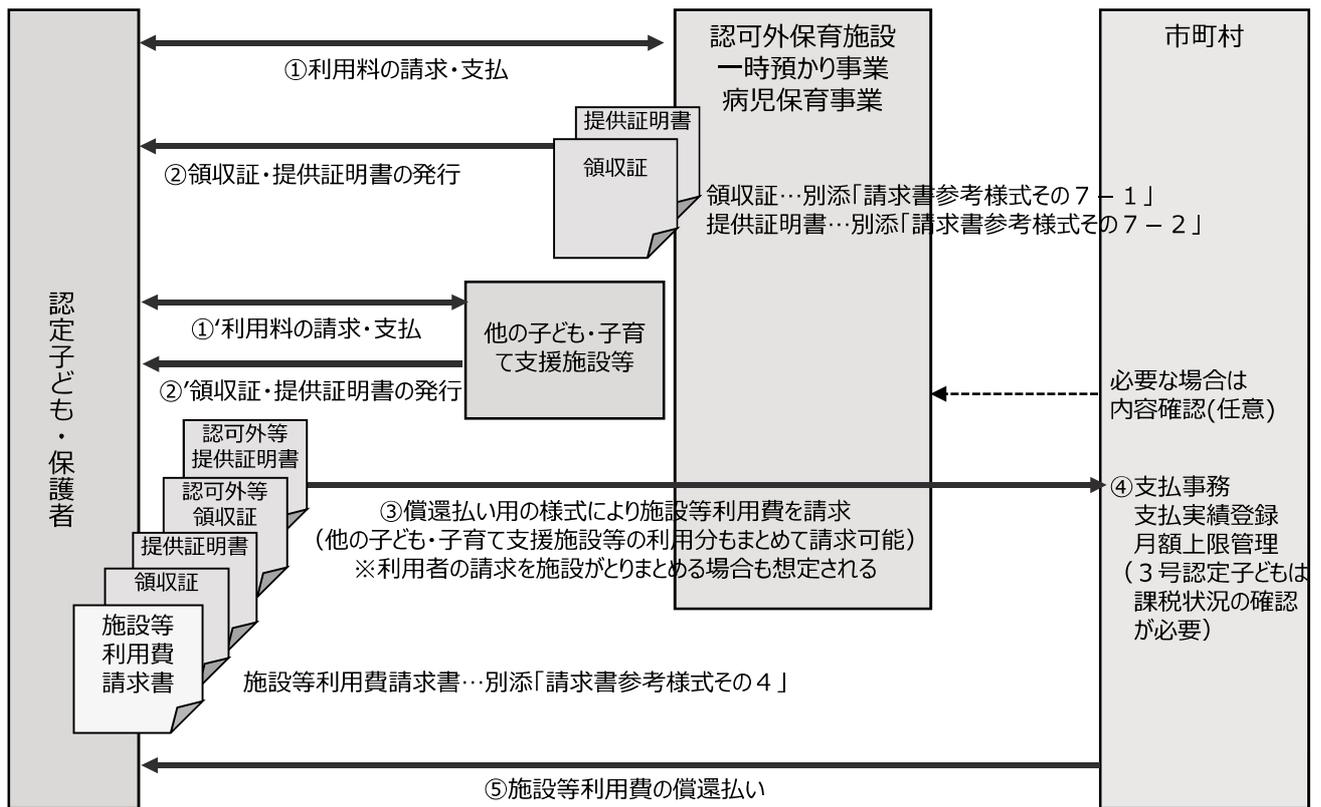
利用先	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			在籍園の預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	②	②
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—		
幼稚園（未移行） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部	30条の4① 19条1項② 30条の4②③	① ①	— ②	— ②
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業	19条1項②③ 30条の4②③	③	—	—
子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	④	—	—

償還払いとは

- ①保護者はこれまで通り保育園に保育料を納入。
- ②保育園は保護者に領収書を渡す。
- ③保護者は領収書と申請書を川崎市に提出する。
- ④川崎市は保護者に3万7千円を上限に支払う。

参考：償還払い 国の示した事務フロー

③認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の施設等利用費



- ◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を請求する。
- ◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。
- ②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する。
- ③請求は、認定保護者の償還払い請求(別添「請求書参考様式その4」)となるが、施設・事業が認定保護者の請求を在籍児童の居住地ごとにとりまとめ、自治体に送付する場合も想定される。
- ③～⑤当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができないため、市町村は、認定保護者がこれら施設・事業の利用に要した利用料の合計と内訳を請求書に記して施設等利用費を請求する際に、利用した施設・事業が発行した、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」の添付を要請するなど、認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実にしながら、施設等利用費を支払う。

(3)法定代理受領（代理請求）

- 施設等利用費の支払いは、子ども・子育て支援法第30条の11第1項で定めたとおり、市町村が施設等利用給付認定を行った認定子どもが、市町村長が確認した子ども・子育て支援施設等から「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、保護者に対して行うものとしており、償還払いによる支払いを基本としているが、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に、事業者による法定代理受領を認めている。
- 施設等利用給付は、「特定子ども・子育て支援」を受けた事実に基づいて支払うものであり、認定子どもごとに利用した施設・事業を特定し、認定保護者が施設に支払った利用料を領収証等で確認する必要がある。このため、法定代理受領の場合においては、「特定子ども・子育て支援」を提供した事業者から、市町村に対して請求を行うことで円滑な給付が可能になる。なお、法定代理受領の請求は、下のパターンが考えられる。

特定子ども・子育て支援施設等	認定種別	利用料(保育料)	預かり保育	
			預かり保育の利用料	一定条件による認可外保育施設等の利用料
幼稚園（新制度） 認定こども園	19条1項① 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（新制度） ※特別利用教育	19条1項② 30条の4②③	—	—	—
幼稚園（未移行） 国立大学附属幼稚園	30条の4①	①	—	—
特別支援学校幼稚部	19条1項② 30条の4②③	①	—	—
認可外保育施設	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	19条1項②③ 30条の4②③	②	—	—

○幼稚園・認定こども園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校の預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない理由

施設等利用費は、子ども・子育て支援法第30条の11第3項において法定代理受領が認められているが、これは、事業者が認定保護者に代わって請求・受領するものであることから、預かり保育事業の利用料を幼稚園等が保護者に代わって市町村に請求すること自体は可能である。

しかしながら、預かり保育事業を利用する認定子どもは、一定の条件に合致した場合に、認可外保育施設等の施設等利用費を上限額の範囲内で受給できるため、市町村は、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費を月額上限額(1.13万円または1.63万円)の範囲内で合算して支払わなければならないことから、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求しても、認可外保育施設の利用がある場合は、認定保護者はその分を別途請求する必要があり、市町村の事務は請求のタイミングや過誤請求等により、事務が非常に煩雑となるおそれがある。

また、認可外保育施設の利用が施設等利用費の対象にならない場合であっても、預かり保育事業の施設等利用費は、上限額を日額450円×利用日数で計算する仕組みのため、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求した場合、幼稚園等は認定子どもごとの利用日数が確定した段階で、施設等利用費と幼稚園等が設定する預かり保育事業の利用料との差額を認定保護者に請求する事務が生じる。

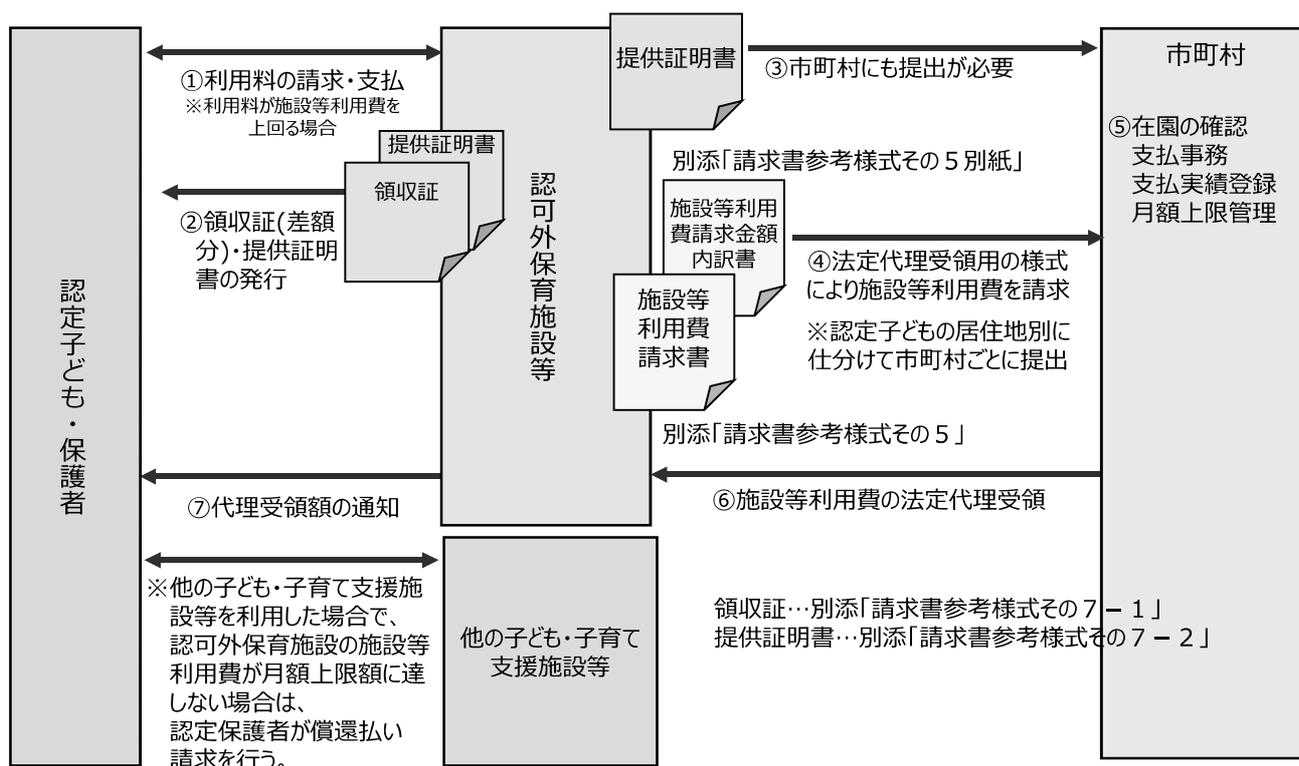
したがって、預かり保育事業の施設等利用費を幼稚園等が代理請求する方式をとっても、市町村・幼稚園等の双方にメリットはあまりないと考えられることから、預かり保育事業と認可外保育施設の施設等利用費の請求は、認定保護者の償還払い請求によることが現実的と考えられるため、預かり保育事業の施設等利用費の法定代理受領について実務フローを示していない。

法定代理受領のポイント

- ①保育園は月の保育料から3万7千円を差し引いた額を保護者から納入してもらおう。
- ②保育園は3万7千円（×人数）を川崎市に毎月請求する。
- ③川崎市は請求された額を保育園に毎月支払う。

法定代理受領 国の示した事務フロー

②認可外保育施設等の施設等利用費



◎施設等利用給付第2号または第3号認定子どもが、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が行う「特定子ども・子育て支援」を利用した場合に、これに要する費用を事業者が認定保護者に代わって請求する。

◎認可外保育施設等を利用する認定子どもは、第2号認定子どもの場合は月額3.7万円、第3号認定子どもの場合は4.2万円を上限として、施設等利用費が支給される。

②施設・事業は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する(領収証は差額分)。

③法定代理請求の場合、施設等は「特定子ども・子育て支援提供証明書」を認定保護者のほか、市町村にも提出が必要となる(運営基準第57条)。

④施設・事業が、保護者に代わって行う代理請求は、認定子どもの居住する市町村ごとに行う。

④当該認定子どもは、市町村が確認した他の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した場合も、上限額の範囲内で施設等利用費の支給対象となる。このため、市町村は、認定子どもがこれら施設・事業を一月内にどのように使用し、どのように利用費が支払われたかを把握しなければ適切な施設等利用費の支払い事務ができない。そのため、市町村は認定子どもごとに利用実績と月額上限管理を着実に行う必要があることに注意が必要である。なお、「請求書参考様式その5」では施設・事業が月ごとに請求することができるよう整理しており、請求額の内訳を「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その5別紙」)」に記入できるようにしている。

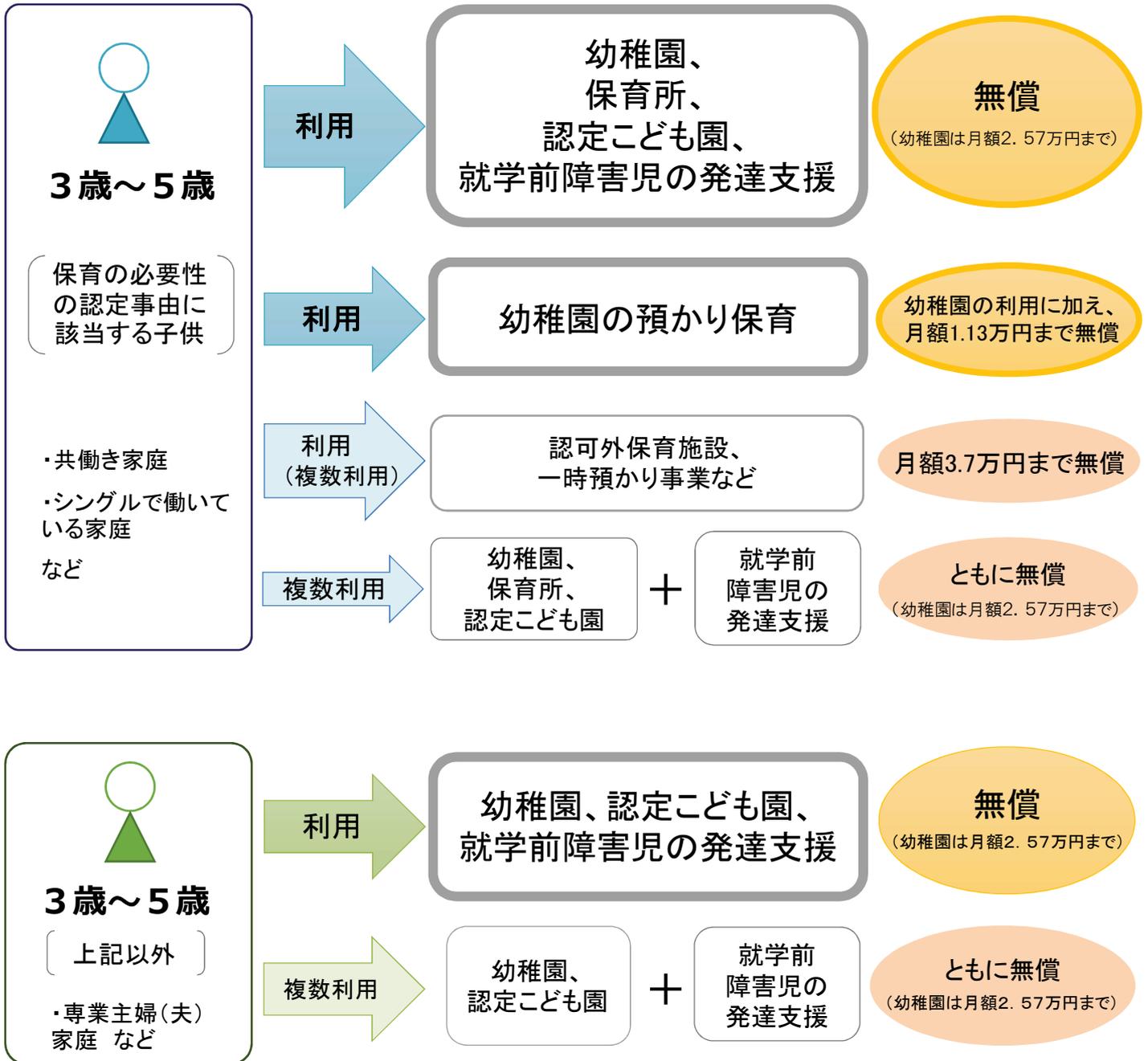
⑤施設等利用費の上限額管理について

認可外保育施設等の場合は、施設等利用費を認定保護者に代わって代理請求(法定代理受領)することができる。例えば、認定保護者が認可外保育施設のほか、一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を利用した場合で、認可外保育施設が施設等利用費を代理請求する場合、認定保護者は、認可外保育施設の利用料を除いた施設等利用費を償還払い請求することが想定されるため、市町村は月額上限管理を適切に実施する必要がある。

⑤例えば、第2号認定子どもが認可外保育施設を利用しており、その利用料が月額3.7万円(第3号認定子どもは4.2万円)を上回る場合が想定される。この場合には、施設等利用費は月額上限額となるため、認定保護者が認可外保育施設以外の利用分を請求しても、月額上限額を超え、償還される金額は0円であることを予め認定保護者に周知しておく必要がある。

⑦認可外保育施設等は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、認定保護者に対して代理受領額を通知する(運営基準第57条)。通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法でも構わない。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

31川こ保第482号
令和元年 6月26日

認可外保育施設設置者様

川崎市長 福田 紀彦

特定子ども・子育て支援施設等の確認申請について（依頼）

梅雨の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本市の保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

このたび国におきまして、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設することとなりました。

それに伴い、子ども・子育て支援法が改正となり、同30条の11第1項に基づき、特定子ども・子育て支援施設等の確認申請をご提出いただくこととなりました。

この手続きは、貴施設が無償化給付の対象施設となるものです。

つきましては、別添の文書をご覧の上、申請書類を作成し、期日までにご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

こども未来局子育て推進部保育課保育支援係

044-200-3128

幼児教育・保育の無償化について

令和元年8月27日

川崎市こども未来局保育課

1 幼児教育・保育の無償化とは

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国において、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するもので、その正式名称は「子育てのための施設等利用給付」といいます。

2 幼児教育・保育の無償化に関する法令について

子育てのための施設等利用給付制度は、子ども・子育て支援法の一部改正として位置付けられており、その施行日は令和元年10月1日です。

3 子育てのための施設等利用給付制度の概要（子ども・子育て支援法第30条の11）

この制度は、「市町村が、①の対象施設を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する」制度です。

①の対象施設・・・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの。

今般の「確認」を受けて、無償化の対象施設となります。提出されないと、無償化の対象施設となりませんので、ご注意ください。

②の支給要件・・・以下のいずれかに該当し、市町村の認定を受けた子ども。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども。認可外保育施設を利用するためには、保育の必要性の認定が必要。
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども
子どもの在住する市町村で施設等利用給付認定を受けるので、川崎市在住の子どもを本市で認定することとなります。

以上のことから、10月からの無償化実施にあたり、必要となる事務手続きは、以下のとおりです。

	事務手続き	概要	時期
1	特定子ども・子育て支援施設等の確認	事業者は、川崎市に確認申請書類を提出する	作成依頼済みです。 7月31日(火)(認可外保育施設) 9月6日(金)(ベビーシッター) までに提出。
		川崎市は、提出された書類を確認する	提出後審査し、9月中に公示
2	施設等利用給付認定	保護者は、川崎市に給付認定書類を郵送にて提出する。	3～5歳児は、申請書を家庭に郵送します。0～2歳児は、川崎市
		川崎市は、市内在住児から提出された書類を審査し、無償化給付の対象者として認定する。	ホームページより申請書をダウンロードし、申請します。
3	施設等利用費の請求	施設を利用した際に要する費用を支給する。	<u>詳細は本説明会で説明します。</u>

4 無償化の実施に関する対象施設の確認について（子ども・子育て支援法第58条の2）

川崎市が施設等利用給付の支給に係る施設であると確認した施設のことを「特定子ども・子育て支援施設」と
いいます。これは、児童福祉法に基づく認可外保育施設としての届出があることを前提として、子ども・子育て
支援法に基づく施設等利用給付を実施する観点から、給付対象となる事業者を確定することと、その施設が満た
すべき保育の質や運営基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行うことができるよ
うになります。

また、今般の確認は施設所在地の市町村が行うものですが、他の市町村においても効力を有します。

(1) 子ども・子育て支援施設に求める運営基準について

◆保育の質の基準

⇒認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省通知）

◆施設で満たすべき運営基準

⇒川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例（改正予定）

予定されている内容

- ・ 保育を提供した日、時間帯、具体的な保育の内容の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び保護者への説明と同意
- ・ 領収証などの交付
- ・ 秘密保持
- ・ 職員、設備及び会計記録等の整備

以上のことについて、本市条例を改正し、確認を受けた施設が満たすべき基準とする予定です。

(2) 確認に関する事務手続きについて

ア 提出書類

	提出書類	添付書類
1	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	定款・寄付行為及び登記事項証明書 役員の氏名・生年月日・住所の一覧及び子ども・子 育て支援法第58条の10第2項に規定する申請を できない者に該当しないことを誓約する書面（別添 様式 誓約書兼役員一覧）
2	付表2 認可外保育施設様式	認可外保育施設設置届及び変更届の写し 料金表及び利用案内・パンフレット 認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の写し （個人のベビーシッターの方は該当ありません。） 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し 等の研修を受講・参加したことがわかる書類 （研修参加歴のない方は添付する必要はありませ ん。）

※付表2の3ページ目については、ベビーシッター及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である
施設のみ対象となりますので、必ずご記入ください。

イ 提出方法

郵送または持参

ウ 提出先

川崎市こども未来局保育課保育支援係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

エ 提出期日

令和元年7月31日（水）郵送の場合は当日消印有効（認可外保育施設）
令和元年9月6日（金）郵送の場合は当日消印有効（ベビシッター）

オ 記載にあたっての注意

提出書類については、もれなく記載し、確認申請書には押印（契約書に使用する代表者印）をすること。

5 認可外の居宅訪問型保育事業者の資格・研修受講基準について

今般の無償化実施にあたり、子ども・子育て支援法施行規則が改正され、認可外の居宅訪問型保育事業にかかる保育従事者に関する資格基準等が示されました。

- ・職員の配置基準 原則1：1
- ・職員の資格要件 保育士、看護師、または一定の研修を受講した者
- ・児童の処遇 保育の内容は、保育所保育指針に準じて行う。
食事提供を行う場合は、衛生面等に必要な注意を払うこと。
児童の健康管理・安全確保に必要な注意を払うこと。
利用者への情報提供を書面により掲示すること。
職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

国が示している「一定の研修」とは・・・

- 1 地方自治体を実施する子育て支援員研修（地域保育コース）
- 2 全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型研修
- 3 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、1又は2と同等と認められる研修

研修に関する川崎市の考え方

幼児教育・保育の無償化制度は、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業も、確認の届出がされれば無償化の対象施設となるというものです。しかし、5年間の猶予期間中に研修受講を勧奨し、参加いただくことで、質の確保と向上を図っていくことといたします。詳細は決定次第お知らせいたします。

6 無償化に関する今後の予定について

時期	説明会等予定	内容
8月末～	対象児童の認定申請開始 川崎市へ提出	3～5歳児は川崎市から申請勧奨通知郵送 0～2歳児は川崎市ホームページに掲載予定。それぞれ記入し、川崎市へ各自郵送。
8月27日	認可外保育施設向け無償化説明会	
9月6日	園の確認申請書類提出期限（ベビシッター）	その他認可外保育施設は7月31日まで
9月中	無償化対象施設の公示	川崎市ホームページで公示予定
9月下旬	市から対象児童に向けて認定通知書配布予定	8月に提出された認定申請に対する認定通知等の配布。

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地 _____

申請者 氏名
(又は名称) _____ 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法に規定する特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置者・事業者	法人等の種別	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) (<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人) <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
	設置者又は事業者の名称	〒 _____			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	〒 _____			
	電話番号	_____		FAX番号	_____
	メールアドレス	_____			
	代表者の職名及び氏名	職名	_____	フリガナ 氏名	_____
代表者の生年月日	_____年 _____月 _____日				
代表者の住所	〒 _____				
事業開始(予定)年月日	_____年 _____月 _____日				
施設又は事業の種類	種 類			添付様式	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園			付表1	
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設			付表2	
	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業(在園児を対象)			付表3	
	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業(在園児以外を対象)			付表4	
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業			付表5	
	<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業				

※ 設置者又は事業者が株式会社、各種法人又は任意団体の場合は、社名、法人名又は団体名を記入してください。

(付表 2 認可外保育施設)

1. 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
事業開始(予定)年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	年 月 日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

2. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設				
名称					
所在地	〒 - -				
	TEL: - -		メールアドレス:		
管理者	職名	フリガナ			
		氏名			
	住所	生年月日	昭和 平成	年 月 日	

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> その他 ()	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0歳児					
1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
保育料以外の利用料 ※歳児により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付して下さい。	総額	入会金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
		食事代	通園送迎費 ()	()	()

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
						0人

(5) 職員の配置

①施設長 常勤 非常勤

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事] 従事する (資格欄にも記入してください) 従事しない

[資格] 保育士 看護師 准看護師 その他 ()

②保育従事者 常勤 _____ 0人 非常勤 _____ 0人 総数 _____ 0人
常勤換算後の人数※ _____ (0人)

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			0人
看護師			0人
准看護師			0人
家庭的保育者			0人
その他 ()			0人
合計	0人	0人	0人

③その他の職員 常勤 _____ 0人 非常勤 _____ 0人 総数 _____ 0人
常勤換算後の人数※ _____ (0人)

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
調理員			0人
その他 ()			0人
その他 ()			0人
その他 ()			0人
合計	0人	0人	0人

④合計 (①+②+③) 常勤 _____ 0人 非常勤 _____ 0人 総数 _____ 0人
常勤換算後の人数※ _____ (0人)

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			0人
看護師			0人
准看護師			0人
家庭的保育者			0人
調理員			0人
その他 ()			0人
その他 ()			0人
その他 ()			0人
合計	0人	0人	0人

(6) 職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入のこと

①施設に在籍している保育従事者数		人
うち、研修受講の有無	居宅訪問型保育研修（基礎研修）	人
	子育て支援員研修（地域保育コース）	人
	子育て支援員研修（上記以外）	人
	家庭的保育者等研修	人
	その他（	）
		人

②職員の研修等の参加状況

- 参加（研修名等： 年 月 参加者数 名）
（研修名等： 年 月 参加者数 名）
（研修名等： 年 月 参加者数 名）
- 無

(添付書類)

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
(上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない)
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請できない者に該当しないことの誓約書兼
役員一覧

(宛先)川崎市長

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請できない者に該当しないことを
誓約します。

印

印

印

印

印

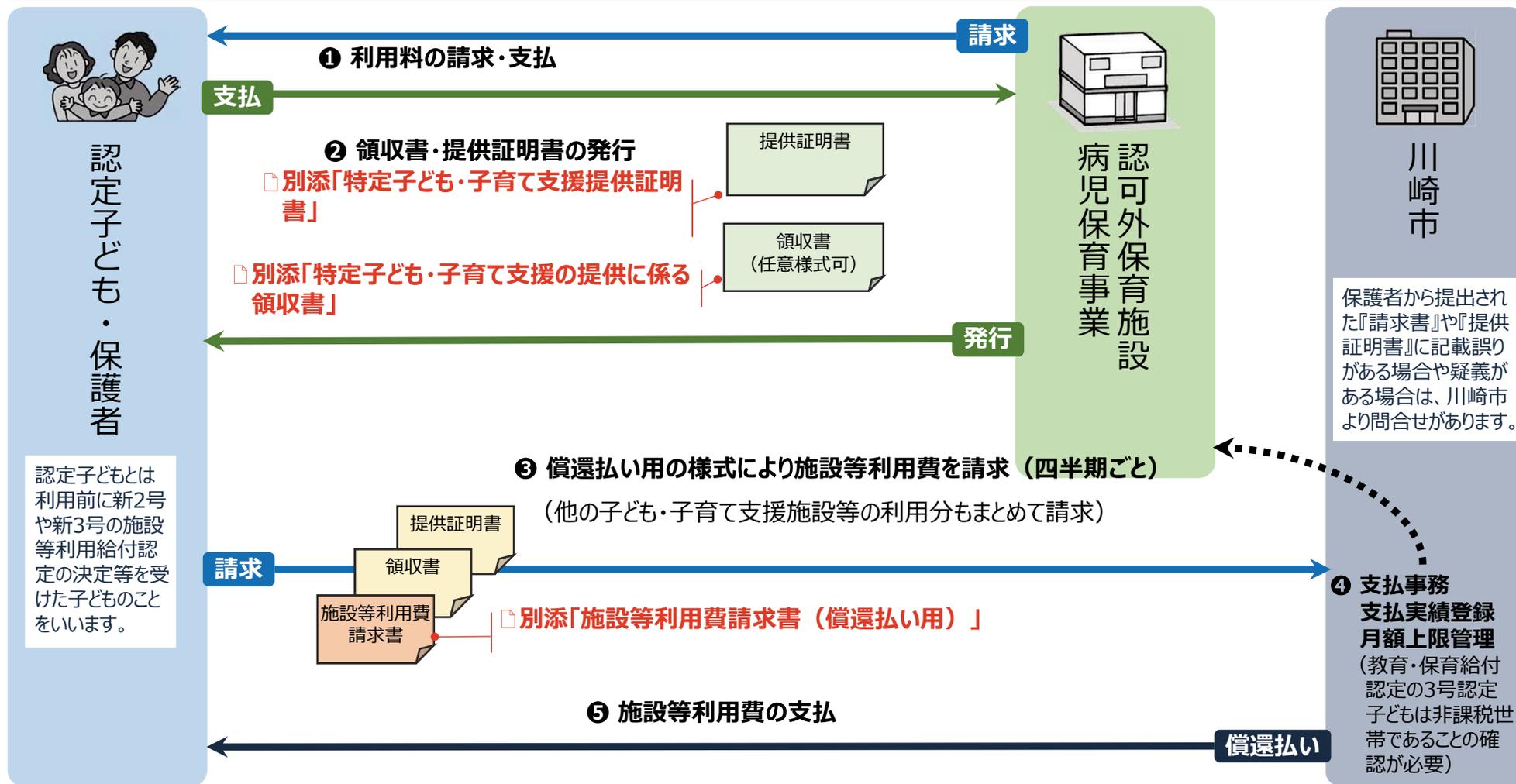
印

印

※法人の場合は各役員等全員、個人事業主は本人の記名押印（個人印）又は署名が
必要となります。

商号又は名称					
代表者					
所在地					
役員等	役職名	氏名（フリガナ）	性別	生年月日 （元号）	現住所
備考					

認可外保育施設・病児保育事業の施設等利用費を保護者が請求する場合の流れ



- 毎月、施設や事業者は、保育料等を児童の保護者に請求します。保護者は、施設や事業者へ保育料等を支払います。
- 毎月、施設や事業者は、保育料等を徴収した際に「保育料（利用料）」と「その他日用品代、文房具代、行事参加費（遠足代、体操教室代、英語教室代等）、食材費、通園送迎費、制服代、絵本代等の合計」をそれぞれ記入した『特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書』と保育料（利用料）と提供日数等を記入した『特定子ども・子育て支援提供証明書』を保護者に渡します。
- 3か月毎に保護者は3か月分、複数施設分をまとめて『施設等利用費請求書（償還払い用）』により川崎市に施設等利用費の請求を行います。この時、施設や事業者から渡された『領収書』や『提供証明書』が請求の妥当性を示す根拠資料となります。
- 川崎市では、保護者からの請求にもとづいて、審査を行い、施設等利用費の支払いを決定します。この時、『領収書』や『提供証明書』の記載に誤りがある場合や疑義がある場合は施設や事業者へ事実確認を行います。『領収書』や『提供証明書』の記載内容に対する指導を受けた場合は、施設や事業者は『領収書』や『提供証明書』を作成し直して、正しい『領収書』や『提供証明書』を市民に渡します。保護者は正しい『領収書』や『提供証明書』をもとに請求をやり直します。
- 請求の妥当性や月額上限額を超えていないか等の審査を経て、保護者に施設等利用費が支払われます。

年 月 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設利用料

納入者 _____ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

①【施設利用料】

幼児教育・保育の無償化の対象となる利用料とは「日用品、文房具、行事参加費、飲食物費、通園送迎費等」を除いた金額になります。

施設名称 _____

施設所在地 _____

園長氏名 _____ 印

施設利用料の領収金額

①

(下記①の金額)

【施設利用料の内訳】

当該月分の施設利用料(保育料)として



※同金額を記入して下さい。施設利用料以外は含めないでください

①

円 ①

【施設利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、飲食物費、通園送迎費等として

②

円

※ベビーシッターやファミサポについて、送迎のみの利用は対象外

①認可外保育施設の場合は、こちらの枠内の記入になります。（一時的な利用も含む）

特定子ども・子育て支援提供証明書

【令和 年 月 分】

③標準的な利用時間の記載でかまいません。

例) 8時～18時の利用契約になっているが、日により、1, 2時間預かり時間が変わる場合も「8時～18時」と記載してください

保護者の名前	フリガナ	認定子どもとの続柄
	氏名	

子どもの名前	フリガナ
	氏名

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にしを記入	提供した日（提供日数※1）	提供時間帯※2	費用※3
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 ①	② 日 ~ 日	③ : ~ :	④ 円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。 ※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。 ※3 費用は施設利用料の額を記入。

④利用料

※「日用品、文房具、行事参加費、飲食物費、通園送迎費等」を除いた金額です。

上記のとおり認定子どもに
証明します。

※月極利用などで月末等に渡せる場合には、1か月単位、一時的な利用の場合で、継続的な利用予定がない方には利用日に渡すなど、利用状況に合わせて柔軟に対応いただけるようお願いします。

施設所在地	
園長氏名	印

参考様式

様式の細部については変更を予定しています。

請求日 年 月 日

(宛先) 川崎市長

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、川崎市内に居住していることを川崎市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを川崎市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を川崎市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を川崎市が確認すること。

1. 保護者氏名(請求者)

フリガナ		子どもの続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話:		
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です						

2. 子ども(2人以上お子さんがいる場合などは、2枚以上申請して下さい)

生年月日	年	月	日	認定番号	
フリガナ					
年月日～年月日の間の住所	氏名				
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した					
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				年	月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミサポを記入(複数記入可)

①	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額
			円 <input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額
			円 <input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ	所在地	〒
	施設名		電話:
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額
			円 <input type="checkbox"/> 時間額

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒			
	施設名			電話：			
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額	円

※①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミサポの施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付3～5歳児の場合は月額37,000円、0～2歳児の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

31川こ保第 号
令和元年 月 日

認可外保育施設 設置者 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

保育料の引上げと無償化に関する留意事項（通知）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和元年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴い、国においては、その対象範囲を検討するため「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」を開催し、昨年5月に報告書が発表されたところです。

この報告書では、「今般の無償化を契機として、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われることにより、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことにならないようにすべきである。」という文言が盛り込まれています。

つきましては、各施設におかれましては、保育内容の充実（例：人員増、優秀な職員の確保、施設設備や遊具等の備品の充実等）を伴わない保育料の引上げを行わないよう、十分な御配慮をお願いいたします。

なお、従前のおり、保育料の引上げを行う際には、引上げ理由及びその算出根拠等を保護者に十分説明し、同意を得られた上で行っていただけますようお願いいたします。

（保育支援係担当）

電話：044-200-3128

mail：45hoiku@city.kawasaki.jp

認可外保育施設向けFAQ (R1.8.27)

No.	事項	質問	回答
1	無償化の開始時期	幼児教育・保育の無償化はいつから始まりますか。	令和元年10月1日からです。
2	無償化の対象者	すべての子どもが対象ですか。	川崎市から保育の必要性の認定を受けた(新2号認定)を受けた3歳児～5歳児の全ての子どもと、保育の必要性の認定を受け、かつ、市民税非課税世帯の0歳児～2歳児帯の子どもが対象です。
3	無償化の対象園	認可外保育施設(ベビーシッター含む)であれば全ての園が対象になりますか。	「確認申請」を提出していただいた施設が対象となります。
4	無償化の対象経費	無償化対象の場合、まったくお金はかからなくなるのですか。	無償化の対象となるのは、利用料(保育料)です。入園金や、実費として徴収されている通園送迎費、食材料費(給食費)や行事費などは無償化の対象外です。
5	無償化の補助額	10月からの補助制度は、所得額(収入額)に応じて、補助額が変わりますか？	3歳児から5歳児は所得に関わらず月額37,000円を上限とした補助が受けられます。0歳児から2歳児は市民税非課税世帯であれば42,000円を上限とした補助が受けられます。
6	領収書の発行	領収書は全員に発行しなくてはならないか。保護者と園で発行不要旨確認がとれている場合も発行しなければなりませんか。	領収書を求める趣旨として、施設等利用給付認定対象者に対して、本市からの償還払いを行うことに目的があることから、施設等利用給付認定対象者ではない保護者が同意しているようであれば発行は不要です。そのため、今年度においては、施設で対象者を判別することは困難だと思われることから、利用者にお渡ししていただく必要があると考えております。来年度以降については、施設において、保護者が利用開始するタイミングで、施設等利用給付認定通知書を一緒に提出し、施設等利用給付認定の対象者かどうかを判別し、対象者若しくは希望者のみお渡ししていただけるケースが増えることが想定されますので、対象者もしくは希望者以外は、保護者が同意しているようであれば発行は不要です。
7	領収書の発行日	利用料等を口座振替で行っている。この場合にも領収書を発行する必要があると思われるが、発行日はいつにすればよいでしょうか。	領収書の発行日については、基本的には、金額支払いが確認できた日となります。そのため、現金払いであれば当日となり、口座振込であれば施設等の口座に振り込みがなされた日となります。
8	領収書の様式	領収書については、従前より使用している園独自のものでよいでしょうか。	『①タイトル＝領収書とわかること』、『②日付があること』、『③利用料と利用料以外で分かれている金額の記載があること』、『④宛名＝保護者やこどもの名前があること』、『⑤発行者(＝利用した園)がわかること』の5つが網羅されていれば従前より使用している園独自のものでも可能です。

認可外保育施設向けFAQ (R1.8.27)

No.	事項	質問	回答
9	キャンセル料の取扱い	キャンセル料が発生した場合、例えば、当該施設の場合には、当日キャンセルは利用料を徴収するようにしている。この場合は、提供証明書に記載する金額は、キャンセル料を含めてよいでしょうか。	提供証明書に記載する金額は、実利用日数に基づく金額である必要があるため、キャンセル料は含めないようにお願いします。即ち保護者は実際に利用した施設の利用料を市町村に請求することとなり、キャンセル料や実費徴収などの対象外経費は請求できないため、提供証明書にはキャンセル料を含めず、実際に利用した施設利用料のみ記載願います。
10	提供証明書を渡せない場合	突然の退園等、提供証明書を渡せない場合はどうしたらよいでしょうか。	提供証明書は、保護者が市町村に利用料を請求するにあたって、必要な書類となりますので、基本的には施設の方で利用料等の未収納がない限り特別何かしていただく必要はございません。仮に保護者より提供証明書等のご相談が施設の方にありましたら、お忙しいとは思いますが、できる限りご対応をお願いします。
11	保護者の請求の流れ	保護者は四半期毎に市へ請求となっているが、具体的にはどのようなのでしょうか。	保護者が利用料を償還払いで請求するため、川崎市に請求いただくのは、10-12月を1月に請求、1-3月を4月に請求、4-6月を7月に請求、7-9月を10月に請求となります。基本的には、10月のみの利用であっても、1月に請求していただく予定となっております。なお、今後の保護者への周知については、チラシやHPなどで行っていく予定です。
12	保護者が請求する自治体	横浜市民が、利用した場合どうなるか。	利用者は、居住自治体に原則として請求することとなります。例えば、横浜市民の方が本市認可外保育施設を利用した場合の請求先は横浜市となります。
13	保護者の市町村に対する請求期限	保護者は、いつまで市町村に請求できるか。	子ども・子育て支援法78条において、2年間請求できる権利があります。ただし、基本的には、四半期ごとに請求を行っていただく予定です。